

個人町民税・県民税の主な所得控除一覧

種類	支払った社会保険料の合計額	
社会保険料控除	※生計同一にする配偶者その他親族の年金から天引きされている保険料は、天引きされている方の控除になります。	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の合計掛金	
生命保険料控除	下記の計算式に基づいて算出した合計額	
	①旧制度契約に係る一般生命保険料・個人年金保険料の場合	
	15,000円以下	保険料の全額
	15,000円を超え40,000円以下	保険料×1/2+7,500円
	40,000円を超え70,000円以下	保険料×1/4+17,500円
	70,000円を超える場合	一律35,000円（限度額）
	②新制度契約（平成24年1月1日以降の契約）に係る一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の場合	
	12,000円以下	保険料の全額
	12,000円を超え32,000円以下	保険料×1/2+6,000円
	32,000円を超え56,000円以下	保険料×1/4+14,000円
	56,000円を超える場合	一律28,000円（限度額）
	③複数の保険契約がある場合 ①+②の合計額（限度額70,000円） ※一般生命保険料又は個人年金保険料は、新制度・旧制度の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ①・②の算式により計算した控除額の合計額。ただし、各限度額28,000円（旧制度の控除額が28,000円を超える場合は旧制度の控除額のみを適用する方が有利）	
地震保険料控除	①支払った保険料が地震保険料のみの場合	
	50,000円以下	保険料×1/2
	50,000円を超える場合	25,000円（限度額）
	②支払った保険料が長期損害保険料のみの場合	
	5,000円以下	保険料の全額
	5,000円を超え15,000円以下	保険料の1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	一律10,000円（限度額）
	③地震保険料と長期損害保険料の両方の契約がある場合	
	①+②の合計額（限度額25,000円） ※一つの契約でいずれにも該当するときは、どちらか有利な方を選択	

障害者 控除	区分	本人	同一生計配偶者または扶養 親族（一人につき）	
	障害者	260,000円		
	特別障害者	300,000円		
	同居特別障害者		530,000円	
ひとり親 控除	300,000円			
寡婦控除	260,000円			
勤労学生 控除	260,000円			
配偶者 控除	配偶者の合計所得金額580,000円以下	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	①一般配偶者の場合	330,000円	220,000円	110,000円
	②70歳以上の場合（老人配偶者控除）	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	580,000円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
133万円超	0円	0円	0円	
扶養控除	①一般扶養親族の場合			330,000円
	②70歳以上の場合（老人扶養親族）			380,000円
	③19歳以上23歳未満の場合（特定扶養親族）			450,000円
	④70歳以上の人で、同居している父母等の場合（同居老親族等扶養親族）			450,000円
特定親族 特別控除	特定扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額		
	580,000円超950,000円以下	450,000円		
	950,000円超100万円以下	410,000円		
	100万円超105万円以下	310,000円		
	105万円超110万円以下	210,000円		

	110万円超115万円以下	110,000円
	115万円超120万円以下	60,000円
	120万円超123万円以下	30,000円
基礎控除	合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	430,000円
	2,400万円超2,450万円以下	290,000円
	2,450万円超2,500万円以下	150,000円
	2,500万円超	適用なし
雑損控除	次の①と②のうちいずれが多い方の金額 ①（損失金額－保険金などによる補填額）－（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－50,000円	
医療費 控除	①医療費控除 （支払った医療費－保険金などによる補填額）－（総所得金額等×5%または100,000円 のいずれか少ない金額）（限度額200万円） ②セルフメディケーション税制 （支払ったスイッチOTC医療品の購入費－保険金などによる補填額）－12,000円（限度 額88,000円）	